

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認九州地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 5 件

厚生年金関係 5 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 6 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 5 件

第1 委員会の結論

申立期間①のうち、昭和40年1月26日から同年5月29日までの期間について、A社の事業主は、申立人が同年1月26日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、同年5月29日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、1万4,000円とすることが妥当である。

申立期間②のうち、昭和42年4月1日から同年10月10日までの期間について、B事業所の事業主は、申立人が同年4月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、同年10月10日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、1万4,000円とすることが妥当である。

申立期間③のうち、昭和42年10月6日から43年1月21日までの期間について、C社の事業主は、申立人が42年10月6日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、43年1月21日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、2万2,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年1月頃から同年5月頃まで
② 昭和42年4月頃から同年10月頃まで
③ 昭和42年10月頃から43年1月頃まで

母の年金に係る死亡届を提出した際、年金事務所から母のものである可能性のある未統合記録がある旨を伝えられた。母は、申立期間頃にD県に

住んでおり、会社名は思い出せないが勤務していた会社があったと聞いているので、申立期間を母の厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の子が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①については、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿及びA社に係る健康保険・厚生年金保険事業所別被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）において、申立人の当時の氏名である「EF」及び生年月日が一致する基礎年金番号に未統合となっている被保険者記録（資格取得日は昭和40年1月26日、資格喪失日は同年5月29日）が確認でき、当該記録と一致する者の記録はほかに確認できない。

また、除籍謄本により、申立期間①当時の申立人の姓は、「E」であることが確認できる上、申立人の子は、以前、申立人はD県に住んでいたことがある旨供述しているところ、A社の所在地は、同社に係る被保険者名簿によりD県であることが確認できることから、前述の未統合の被保険者記録は、申立人の記録であると判断することが妥当である。

これらを総合的に判断すると、A社の事業主は、申立人が昭和40年1月26日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、同年5月29日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、被保険者名簿の記録から、1万4,000円とすることが妥当である。

- 2 申立期間②については、B事業所に係る被保険者名簿において、申立人の旧氏名「EF」と類似した氏名「EG」で生年月日が一致する基礎年金番号に未統合となっている被保険者記録（資格取得日は昭和42年4月1日、資格喪失日は同年10月10日）が確認できる。

また、除籍謄本により、申立人は、昭和42年1月*日に婚姻したことに伴い「E」から「H」に改姓しているところ、当該記録の厚生年金保険被保険者台帳記号番号に係る同記号番号払出簿の被保険者欄には、申立人の旧姓の「E」から婚姻後の姓である「H」に変更されている旨の記載が確認できる。

さらに、前述の被保険者名簿では当該記録の名は「G」と記載されているところ、申立人が提出した年金手帳の写しでは、名が「G」から「F」に変更されていることが確認できることから、申立人は申立期間②当時「G」を使用していたことがうかがえる。

加えて、申立人の子は、前述のとおり、申立人はD県に住んでいたことがある旨供述しているところ、B事業所の所在地は、同事業所に係る被保

険者名簿から I 市 J 区であったことが確認できる上、除籍謄本により、申立期間当時、申立人の住所地が I 市 J 区であったことが推認できることから、前述の未統合の被保険者記録は、申立人の記録であると判断することが妥当である。

これらを総合的に判断すると、B 事業所の事業主は、申立人が昭和 42 年 4 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、同年 10 月 10 日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、前述の被保険者名簿の記録から、1 万 4,000 円とすることが妥当である。

- 3 申立期間③については、C 社に係る被保険者名簿において、申立人の当時の氏名「HF」と類似した氏名「HG」で生年月日が一致する基礎年金番号に未統合となっている被保険者記録（資格取得日は昭和 42 年 10 月 6 日、資格喪失日は 43 年 1 月 21 日）が確認できる。

また、当該記録は、前述の B 事業所に係る未統合記録と同一の年金手帳記号番号で管理されていることが確認できることから、当該未統合の被保険者記録は、申立人の記録であると判断することが妥当である。

これらを総合的に判断すると、C 社の事業主は、申立人が昭和 42 年 10 月 6 日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、43 年 1 月 21 日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、前述の被保険者名簿の記録から、2 万 2,000 円とすることが妥当である。

九州（佐賀）厚生年金 事案 5207

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和49年7月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年6月30日から同年7月1日まで

私は、申立期間について、A社から関連会社であるB社（現在は、C社）に異動したにもかかわらず、当該期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の当時の取締役及び同僚の証言から判断すると、申立人は、同社及び同社の関連会社であるB社に継続して勤務し（A社からB社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、申立人と同時にA社からB社に異動している同僚が、「月初めからB社で勤務したと思う。」と証言していることから、昭和49年7月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における健康保険厚生年金保険被保険者原票の昭和49年5月の記録から、6万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は既に解散している上、当時の事業主は既に死亡していることから、これを確認することはできないが、事業主が厚生年金保険被保険者資格の喪失日

を昭和 49 年 7 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年 6 月 30 日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 6 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を平成6年9月1日に訂正し、申立期間①の標準報酬月額を15万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成6年9月1日から同年10月1日まで
② 平成6年10月1日から7年10月1日まで

私は、A社に勤務し、申立期間①に係る給与の支給を受け、厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、当該期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。当該期間に係る給料支払明細書を提出するので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

また、申立期間②に係る標準報酬月額については、実際に給与から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額と相違している。当該期間に係る給料支払明細書を提出するので、当該期間に係る標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

なお、特例法に基づき記録の訂正等が行われるのは、上記の額がオンライン記録を上回る場合である。

2 雇用保険の被保険者記録及び申立人が提出した平成6年9月分の給料支払明細書から、申立人は、申立期間①においてA社に勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①に係る標準報酬月額については、前述の給料支払明細書において確認できる報酬月額及び保険料控除額から、15万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、事業主が提出した申立人の申立期間①に係る「厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」における資格取得日が平成6年10月1日となっていることから、事業主が同日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年9月の保険料について納入告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

3 申立人は、申立期間②において、オンライン記録から確認できる標準報酬月額に見合う厚生年金保険料より高額な保険料を給与から控除されていたと主張している。

しかしながら、A社は申立期間②においてB厚生年金基金に加入していることが確認でき、同社の事業主は、「給料支払明細書の『厚生年金』欄の金額には、厚生年金保険料に厚生年金基金の代行部分の普通掛金並びに加算掛金及び福祉掛金を加えた額を計上している。」と回答している。

また、申立人が提出した申立期間②に係る給料支払明細書の「厚生年金」欄に記載された金額は、オンライン記録の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料に代行部分の普通掛金並びに加算掛金及び福祉掛金を加えた額と一致していることが認められる。

以上のことから、前述の給料支払明細書に記載された報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額よりも高額であるものの、事業主が源泉控除していた厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額を超えていないことが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和61年11月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のB社における資格取得日に係る記録を昭和61年11月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を30万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和61年10月21日から同年11月1日まで
② 昭和61年11月1日から同年12月1日まで

申立期間については、A社からB社へ転籍した時期であるが、当該期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

申立期間当時は、勤務先の名称が変更になっただけであり、勤務地及び業務内容に変更は無く、当該期間についても継続して勤務していたことは事実であるので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 厚生年金保険の被保険者記録がA社に係る事業所別被保険者名簿により確認できる複数の同僚及び申立人の申立期間①に係る具体的な供述から判断すると、申立人は、当該期間において同社に勤務していたことが推認できる。

また、前述の同僚のうち、A社において、申立人と同じ業務を行っていた同僚が所持する申立期間①に係る給与明細書から判断すると、同社から申立人に対し、当該期間に係る給与が支給され、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが推認できる。

なお、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA社に係る事業

所別被保険者名簿における昭和 61 年 10 月の記録から、22 万円とすることが妥当である。

また、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社の事業主と連絡が取れず所在も不明であり、供述を得られないものの、厚生年金保険の記録における資格喪失日が雇用保険の記録における離職日の翌日となっていることから、事業主が昭和 61 年 10 月 21 日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年 10 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 雇用保険の被保険者記録及び厚生年金保険の被保険者記録がB社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）により確認できる複数の同僚の供述から判断すると、申立人は、申立期間②において同社に勤務していたことが推認できる。

また、前述の同僚のうち、B社において、申立人と同じ業務を行っていた同僚が所持する申立期間②の給与支給額に関するメモ及び複数の同僚の供述から判断すると、同社から申立人に対し、当該期間に係る給与が支給され、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが推認できる。

なお、申立期間②の標準報酬月額については、申立人のB社に係る被保険者名簿における昭和 61 年 12 月の記録から、30 万円とすることが妥当である。

一方、被保険者名簿の記録によれば、B社は、申立期間②において厚生年金保険の適用事業所としての記録が確認できない。

しかしながら、B社は昭和 61 年 10 月 24 日に法人登記を行っている上、オンライン記録により申立人と同時期にA社からB社に転籍したことが確認できる複数の同僚は、申立期間②における従業員数は申立人を含め5人以上であった旨供述していることから、同社は厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、社会保険事務所の記録によれば、B社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、当時の事業主の所在は不明であり、供述を得られないものの、事業主は、申立期間②において、適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和61年11月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を16万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のB社における資格取得日に係る記録を昭和61年11月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和61年10月21日から同年11月1日まで
② 昭和61年11月1日から同年12月1日まで

申立期間については、A社からB社へ転籍した時期であるが、当該期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

申立期間当時は、勤務先の名称が変更になっただけであり、勤務地及び業務内容に変更は無く、当該期間についても継続して勤務していたことは事実であるので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人が提出した昭和61年10月の給与明細書及び厚生年金保険の被保険者記録がA社に係る事業所別被保険者名簿により確認できる複数の同僚の供述から、申立人は、申立期間①において同社に勤務し給与が支給され、厚生年金保険料を事業主により当該給与から控除されていたことが確認できる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内である

ことから、これらの標準報酬月額のうちいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①の標準報酬月額については、前述の給与明細書において確認できる報酬月額及び保険料控除額から、16万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社の事業主と連絡が取れず所在も不明であり、供述を得られないものの、厚生年金保険の記録における資格喪失日が雇用保険の記録における離職日の翌日となっていることから、事業主が昭和61年10月21日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年10月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 雇用保険の被保険者記録及び厚生年金保険の被保険者記録がB社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）により確認できる複数の同僚の供述から判断すると、申立人は、申立期間②において同社に勤務していたことが推認できる。

また、申立人が提出した昭和61年11月の給与支給額に関するメモ及び複数の同僚の供述から判断すると、B社から申立人に対し、申立期間②に係る給与が支給され、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが推認できる。

なお、申立期間②の標準報酬月額については、申立人のB社に係る被保険者名簿における昭和61年12月の記録から、20万円とすることが妥当である。

一方、被保険者名簿の記録によれば、B社は、申立期間②において厚生年金保険の適用事業所としての記録が確認できない。

しかしながら、B社は昭和61年10月24日に法人登記を行っている上、オンライン記録により申立人と同時期にA社からB社に転籍したことが確認できる複数の同僚は、申立期間②における従業員数は申立人を含め5人以上であった旨供述していることから、同社は、厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、社会保険事務所の記録によれば、B社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、当時の事業主の所在は不明であり、供述を得られないものの、事業主は、申立期間②において、適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

九州（福岡）国民年金 事案 2789（福岡国民年金 2642 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人の昭和 47 年 5 月から 49 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 5 月から 49 年 3 月まで

私は、昭和 47 年 5 月に、婚姻に伴う住所変更の届出を A 市 B 区役所で行った際に国民年金の加入手続を行った。最初に同年 5 月と 6 月の国民年金保険料は、郵送された納付書により近くの金融機関で納付したが、その後は一期ごとに夫が納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていたので年金記録確認第三者委員会に申し立てたが、記録の訂正は認められなかった。

今回、私が昭和 49 年 12 月より前に国民年金の加入手続を行ったことが分かる資料として、年金関係の書類を保管していたビニールの袋の印刷部分の写しを新たに提出するので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 49 年 12 月に夫婦連番で払い出されており、申立期間のうち、47 年 5 月から同年 9 月までは時効により納付できない上、申立人に別の記号番号が払い出されていた事情も見当たらないこと、ii) 申立期間当時、金融機関で国民年金保険料を納付するには、納付組合に加入して納付書の交付を受ける必要があったが、申立人が納付組合に加入していた事情は見当たらないことなどを理由として、既に当委員会の決定に基づき平成 25 年 5 月 16 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、昭和 49 年 12 月より前に国民年金の加入手続を行ったことが分かる資料として、国民年金手帳が送付される以前より所持していたとする年金関係の書類を保管していたビニールの袋の印刷部分の写しを提出している。

しかしながら、前述の写しのみをもって、申立人が昭和 47 年 5 月に国民年金の加入手続を行ったこと及び申立期間に係る保険料を納付していたことを確認できる資料とは認め難い。なお、前述の写しにより確認できる「C出張所」は、昭和 50 年 3 月に設置されている。

このほか、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

九州（福岡）厚生年金 事案 5211

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 1 月 10 日から 47 年 8 月 1 日まで

私は、昭和 46 年 1 月に A 県に所在していた B 社に入社し、その後、47 年 4 月に同社 C 事業所に転勤し、同年 7 月頃からは同社 D 事業所に勤務していたにもかかわらず厚生年金保険被保険者記録が確認できないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した B 社の昭和 47 年 4 月 10 日付け辞令には、申立人に対し同年 4 月 17 日付けで C 事業所勤務を命ずる旨記載されている。

また、申立人が申立期間当時の同僚として氏名を挙げた者についての供述内容と、当該同僚の供述内容とが符合することから、期間の特定はできないものの、申立人が B 社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、B 社 C 事業所及び同社 D 事業所については、厚生年金保険の適用事業所として確認できない上、B 社（所在地は、A 県）は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、元事業主も申立期間当時の資料を保管していないため、申立人の勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の給与からの控除について不明であると回答しており、申立内容を確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

また、申立期間において B 社に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚に照会したが、申立人が同社に勤務していたことを記憶している旨の供述は得られたものの、申立人の厚生年金保険の加入状況、事業主による厚生年金保険料の給与からの控除等についての供述を得ることができない。

さらに、B 社に係る事業所別被保険者名簿に申立人の厚生年金保険被保険

者記録は確認できず、申立期間における健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

加えて、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、ほかに、当該期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

九州（福岡）厚生年金 事案 5212

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 62 年 7 月 9 日から平成 2 年 4 月 25 日まで
② 平成 3 年 1 月 1 日から同年 8 月 1 日まで
③ 平成 4 年 10 月 1 日から 5 年 10 月 1 日まで

私は、A社にB職として勤務し、申立期間①及び②については約 26 万円、申立期間③については約 38 万円の給与を受けていたにもかかわらず、それよりも低い標準報酬月額と記録されている。B職として勤務していた同僚も、私と同様に、実際の給与支給額よりも低い標準報酬月額で届出が行われているのではないかと思う。

申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間については、A社において同じB職として勤務していた同僚として申立人が氏名を挙げた複数の者及び同社における他の複数の同僚の標準報酬月額は同額ではないものの、当該期間当時、同社において事務を担当していたとする者は、社員の給与は日給月給制で、B職の賃金日額はほぼ同額だった旨回答している。

また、前述の複数の同僚のうち一人は、「申立期間当時に支給されていた給与額については、はっきり記憶していないが、自分の記録に間違いがあるとは思っていない。」と回答している。

さらに、申立人を含め前述の複数の同僚の申立期間に係るオンライン記録を見ても標準報酬月額が遡及して減額されているなどの不自然な点は見られない。

加えて、申立期間①及び②に係る申立人の雇用保険被保険者資格の取得時における賃金と、当該期間の標準報酬月額は、ほぼ同額であることが確認で

きる上、A社は、平成13年12月29日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、事業主も既に死亡していることから、申立人の当該期間に係る賃金台帳等の関連資料を得ることができない。

また、申立人が、申立期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる給与明細書等の資料は無く、ほかに、当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間についてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 4 月 1 日から 17 年 7 月 24 日まで
私は、A事業所（厚生年金保険の適用事業所名は、B社）にC職として勤務していたが、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。
申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社は、同社が保管するA事業所に係る人事記録及び在籍記録では申立人が勤務していたことは確認できず、申立人が主張しているCという職種の従業員はいなかったとしている。

また、申立人は、A事業所において一緒に勤務した同僚はいなかったとしていること等から、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の給与からの控除について供述を得ることができない。

さらに、申立人に係る平成 16 年度及び 17 年度の「国民年金保険料免除・納付猶予申請書」並びにD市が提出した申立人に係る「平成⑱年度市県民税申告書兼国民健康保険税申告書」により確認できる平成 15 年から 17 年までの所得額及び社会保険料控除額からは、申立人が事業主から給与の支給を受け、厚生年金保険料を控除されていたことを推認することができない。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、ほかに、当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

九州（福岡）厚生年金 事案 5214（福岡厚生年金事案 390、1466、4522、4638 及び九州厚生年金事案 4985 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 8 月 1 日から 35 年 2 月 1 日まで
② 昭和 35 年 11 月 1 日から 37 年 3 月 1 日まで
③ 昭和 37 年 3 月 10 日から 41 年 12 月 21 日まで

国の記録では、私が、昭和 33 年 8 月から 41 年 12 月まで勤務した A 社、B 社及び C 社（現在は、D 社）における厚生年金保険の被保険者期間について、脱退手当金が支給済みとされている。

当時は社会保険事務所（当時）の所在地も知らず、脱退手当金の請求手続をしたことも、受給した事実も無く納得できないので、脱退手当金の支給記録を訂正してほしいとの申立てを過去に 5 回、年金記録確認第三者委員会に行ったが、いずれも申立期間に係る脱退手当金の支給記録の訂正は認められなかった。

今回、新しい資料の提出は無いが、私が脱退手当金を受け取っていないのは事実であり、今までの委員会の結論に納得がいかないため、再度申立てを行った。

申立期間に係る脱退手当金の支給記録を訂正して、老齢厚生年金として支給してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、事業主による代理請求がなされたことがうかがわれること、脱退手当金の支給決定までの一連の事務処理に不自然さはうかがえないことなどを理由として、既に年金記録確認福岡地方第三者委員会（当時。以下「福岡委員会」という。）の決定に基づき平成 20 年 10 月 16 日付けで年金記録の訂正は必要とまでは言えないとする通知が行われて

いる。

その後、申立人は、上記の通知に納得できない、申立人が脱退手当金を受給していないことを証言する同僚等の証明書があるなどとして、2回目及び3回目の申立てを行っているが、いずれも福岡委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことなどを理由として、既に平成21年10月21日付け、24年11月22日付けで、それぞれ年金記録の訂正は必要とまでは言えないとする通知が行われている。

また、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給しておらず、オンライン記録における姓が違っていたことから、別人に支給された可能性があり納得できないので調査してほしいとして4回目の申立てを行っているが、申立人に係る脱退手当金の支給決定が行われた当時は、脱退手当金の支給決定は、オンライン記録ではなく、健康保険厚生年金保険被保険者名簿等に基づいて行われており、同名簿等に記載されている申立人の氏名、生年月日等は、申立人のものと一致していることなどを理由として、既に福岡委員会の決定に基づき平成25年4月25日付けで年金記録の訂正が必要とまでは言えないとする通知が行われている。

さらに、申立人は、脱退手当金を受給していないのは事実であり、これまでの福岡委員会の決定に納得できないとして、当委員会に5回目の申立てを行っているが、平成26年1月16日付けで年金記録の訂正が必要とまでは言えないとする通知が行われている。

今回、申立人は、新たな資料の提出は無いものの、脱退手当金を受給していないのは事実であり、これまでの福岡委員会及び当委員会の決定に納得できないとして6回目の申立てを行っている。

しかしながら、これまでに得られた同僚の供述、申立人の主張、関連資料等を再度検証したものの新たな事実は見当たらない上、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により厚生年金保険の被保険者記録が確認できる申立人が勤務していた部署以外の同職種の同僚に照会したものの、新たな供述は得られない。

このほかに、福岡委員会及び当委員会のこれまでの決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

九州（福岡）厚生年金 事案 5215（福岡厚生年金事案 3718 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立人の要旨等

1 申立人の指名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 9 月 1 日から 55 年 6 月 1 日まで

私は、A社にB職として昭和 51 年 6 月 1 日付けで入社し、56 年 6 月 30 日まで勤務した。入社して3年くらいたった時に、経営難を理由に退職勧奨を受け一旦退職したが、約1週間後に再度入社した。

しかし、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できないので、年金記録確認第三者委員会に申し立てたが、記録の訂正は認められなかった。

申立期間において、給与から厚生年金保険料を引かれていたことをはっきり記憶しており、今回、申立期間当時A社に勤務していた同僚の姓を思い出したので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の申立てについては、i) 元事業主の妻が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書及び「被保険者資格取得確認、決定、記録通知書」に記載された内容は、A社における健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）及びオンライン記録と一致していること、ii) 同社は既に解散しており、当時の賃金台帳等の資料は無く、事業主による厚生年金保険料の給与からの控除について確認できないこと、iii) 複数の同僚及び元事業主の妻からは、具体的な供述が得られないことなどを理由として、既に年金記録確認福岡地方第三者委員会（当時。以下「福岡委員会」という。）の決定に基づき、平成 23 年 7 月 13 日付けで年金記録の訂正は必要とまでは言えないとする通知が行われている。

今回、申立人は、申立期間当時の同僚の姓を新たに思い出したとして再度

申し立てているが、被保険者名簿により当該姓と同一の者が一人確認できるものの、既に亡くなっており、申立期間に係る厚生年金保険の加入状況及び保険料の給与からの控除について供述を得ることができない。

また、今回の申立てを受けて、当初の申立時に福岡委員会が照会した複数の同僚及び元事業主の妻に対し再度照会するとともに、被保険者名簿により確認できる当該同僚とは別の複数の同僚にも照会したものの、申立人の年金記録の訂正につながる供述は得られない。

このほかに、福岡委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。